

浜田地区広域行政組合地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例

平成27年3月31日

条例第2号

（趣旨）

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）介護保険法第115条の46第5項に規定される地域包括支援センターにおいて包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準については、この条例に定めるところによる。

（基本方針）

第2条 地域包括支援センターは、次条第1項各号に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付と対象サービスその他の保健医療サービスまたは福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住みなれた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

（人員に関する基準）

第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとにおくべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を終了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、次の第1号又は第2号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

- (1) 担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満の地域包括支援センターを設置する場合
- (2) 市町村合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併

第 9 編 介護保険（浜田地区広域行政組合地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例）

市町村または地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 284 条第 1 項に規定する一部事務組合若しくは広域連合であつて、前項の規定によつては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議部会(指定居宅サービス事業者等（法第 22 条第 3 項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。）またはこれらの者にかかる団体の代表者、居宅サービス等の利用者または第 1 号被保険者若しくは第 2 号被保険者の代表、地域住民の権利擁護を行うまたは相談に応ずる団体の代表者、地域における保健、医療または福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市町村が適当と認めるものにより構成されるものをいう。次号において同じ。)において認められた場合

- (3) 人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議部会において認められた場合

担当する区域における第 1 号被保険者の数	人員配置基準
おおむね 1,000 人未満	前項各号に掲げる者のうちから 1 人又は 2 人
おおむね 1,000 人以上 2,000 人未満	前項各号に掲げる者のうちから 2 人(うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね 2,000 人以上 3,000 人未満	専らその職務に従事する常勤の職員で前項第 1 号に掲げる者 1 人及び専らその職務に従事する常勤の職員で同項第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれか 1 人

(地域包括支援センター運営協議部会)

第 4 条 地域包括支援センターは、施行規則第 140 条の 66 第 1 項第 2 号の規定に基づき設置される地域包括支援センター運営協議部会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。